

深夜商業施設に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」（平成15年滋賀県条例第5号）第17条第2項の規定に基づき、深夜商業施設について、犯罪の防止に留意した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めることにより、県民が安全に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。）に営業を行う商業施設で規則で定める次の施設を対象とする。
 - ア 百貨店およびスーパーマーケット
 - イ コンビニエンスストア
 - ウ ガソリンスタンド
 - エ 書籍・雑誌小売店
 - オ CD・ビデオショップ
 - カ カラオケボックス
 - キ 複合カフェ（設備を設けて図書等の閲覧やインターネットの利用をさせるもの）
- (2) この指針は、事業者が努力すべき深夜商業施設の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものである。
- (3) この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、管理体制の整備状況、地域住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応するものとする。

第2 具体的方策

1 施設の構造等

(1) 出入口

ア 出入口は、道路、通路および廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置し、扉を設置する場合には内外を相互に見通せる構造にすること。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じること。

イ 利用者出入口には、従業者に来客を認識させる来客感応装置を設置すること。

ウ 従業員出入口は、センサーライトを設置するなど深夜時間帯における視認性を確保するとともに、自動施錠機能付き扉（注1）、防犯建物部品（注2）等を設置することが望ましい。

(2) 窓

ア 窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシおよびガラス（防犯建物部品等のフィルムをはり付けたものを含む。以下同じ。）を設置すること。

イ 必要に応じ、面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い構造とすること。

(3) 商品陳列棚

ア 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とすること。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通

しを補完する対策を講じること。

イ 商品は陳列棚に収納し、通路に施設内の見通しを妨げる物を置かないこと。

(4) レジカウンター

ア レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置すること。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じること。

イ レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ(待避空間)を確保した構造とすることが望ましい。

ウ レジカウンターには、犯罪企図者の侵入の防止に配慮した脇扉を設置すること。

エ レジカウンター内および施設内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を動作させるボタン等を設置すること。

オ レジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置すること。

(5) レジスター・金庫

ア レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置すること。

イ 深夜時間帯においては、利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限すること。

ウ 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をすること。

(6) トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置および警報ベルを子どもでも使用が可能な位置に設置することが望ましい。

(7) 事務室、倉庫等

事務室、倉庫等の利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じること。

(8) 現金自動預払機等

ア 施設に現金自動預払機(ATM)等を設置する場合は、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置すること。

イ 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置すること。

ウ 振り込め詐欺などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努めること。

(9) 駐車場等

ア 駐車場および駐輪場(以下「駐車場等」という。)は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置すること。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じること。

イ 地下または屋内の駐車場等においては駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。

ウ 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保すること。

エ 駐輪場にあつては、駐輪のために供する部分の床面において3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック(注3)、サイクルラック(注4)の設置により自転車等の盗難防止に努めること。

2 防犯機器の設置

(1) 防犯カメラ

- ア 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、台数等を検討して配置すること。
- イ 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保するとともに、屋外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、または照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検整備をすること。
- ウ 出入口およびカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置すること。
- エ 事務室等に防犯カメラのモニターテレビおよび録画装置を設置し、適切な管理および運用に努めること。
- オ 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行うこと。
- カ 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせること。
- キ 記録した画像は、法令に基づく場合および捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合を除き、2週間程度保存するとともに、適切な管理を行うこと。

(2) その他の防犯機器

- ア 防犯ミラーは、見通しの補完および犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置すること。
- イ 犯罪の発生等の非常時において外部に連絡する装置を起動させるためのボタン、インターホン等および警報ベルは、有効な台数を適切な位置に配置すること。
なお、これらの位置を表示して利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害となる物品を置かないこと。
- ウ 万引き防止のために、万引き防止用機器（注5）を導入することが望ましい。
- エ 防犯機器については、定期的に保守点検を行うこと。

3 防犯体制の整備

(1) 防犯責任者の設置

- ア 深夜商業施設ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に対して指導的立場にある者の中から防犯責任者を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するものとする。
- イ 防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア) 防犯カメラその他の防犯機器の点検整備および操作要領の習熟
 - イ) 強盗等の犯罪の発生時に備えた対応マニュアルの整備
 - ウ) 従業員に対する防犯に関する指導等
 - ・ 強盗等の犯罪の発生時における犯人の確認、警察への通報等の従業員の役割分担の決定および従業員への徹底
 - ・ 定期的な防犯訓練の実施
 - ・ 防犯カメラその他の防犯機器の操作要領等の指導
 - エ) 犯罪被害者等が施設に助けを求めてきた場合に従業員が構すべき措置の指導

(2) 警戒要領

- ア 深夜における勤務体制は、複数人によるものとする。
- イ 施設内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努めること。
- ウ 深夜時間帯における施設周辺の警備は、可能な限り警備業者に委託するなど、巡回を強化する対策を講じること。

(3) 現金の管理

- ア 金庫の鍵の適切な管理に努めること。なお、深夜時間帯においては、施設外での保管に努めること。
- イ 現金の輸送は、必ず複数人で行うこと。
- ウ レジスター内の現金は業務に支障のない程度の額に留め、多額の現金は金庫に移し替えて保管すること。

4 地域との連携等

(1) 住民等との連携

施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努めること。

(2) 警察との連携

施設の所在地を管轄する警察署と常に情報交換を行い、犯罪発生や不審者について迅速な連絡に努めるとともに、施設に防犯機器を設置する場合は警察署の意見を聴くよう努めること。

(3) 迷惑行為への対応

施設周辺において利用者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなど地域の住民に対して迷惑行為を行うことを防止するため、施設周辺を巡回し、迷惑行為を行う利用者等に対して注意を行うとともに、必要に応じて警察に通報すること。

(4) 地域の安全拠点としての機能

- ア 犯罪被害者等が助けを求めてきた場合は、施設内の安全な場所に退避させるとともに、速やかに警察等へ通報するなど、緊急避難場所としての機能の発揮に努めること。
- イ 地域の防犯に関する情報を随時提供するなど、利用者が犯罪に遭わないよう注意喚起に努めること。

(注1) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉など、扉を閉めると自動的に施錠され、鍵で施錠する必要のない扉をいう。

(注2) 「防犯建物部品」とは、侵入犯罪の防止を図るため、関係省庁および建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が平成16年4月に取りまとめ、公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている高い防犯性能を有することが第三者機関によって確認されたドア、錠、サッシ、ガラス、ウィンドウフィルム、シャッターなどの建物部品をいう。

(注3) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定された金属製の棒（バー）と自転車、オートバイ等をチェーン錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。

(注4) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注5) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊な札等（タグ）を付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品にはり付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」などの機能を有する設備をいう。